

# 所定疾患公表について

## 所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者のニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、算定要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働省大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

## 所定疾患施設療養費について

①対象となる疾患は以下のとおりです。

- 肺炎
- 尿路感染症
- 带状疱疹
- 蜂窩織炎

②上記疾患で治療が必要となった場合、利用管理として投薬、注射、処置などが行われた。

③診断名、診療機関、実施した検査・投薬・注射・処置の内容等を診療録に記載する。

④請求に際して、診断、実施した検査、治療内容等を記載する。

⑤算定開始後の実施状況について、前年度当該加算の算定状況を公表する。

## 対象疾患と主な治療内容

肺炎	胸部X-P、血液検査、尿検査、血中濃度の測定など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
尿路感染症	尿検査、血液検査など診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射）、酸素吸入、水分補給（経口・点滴）など適宜必要な治療を行う。
带状疱疹	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に内服・抗ウイルス剤点滴など適宜必要な治療を行う。
蜂窩織炎	当疾患について施設での治療が可能と判断された場合、診察結果を基に抗生剤（内服・点滴注射など）適宜必要な治療を行う。

## 令和4年度 所定疾患施設療養費算定状況

疾患名/年月	令和4年度											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
肺炎	人数											
	日数											
尿路感染症	人数					1	1	2	3	1	2	6
	日数					3	5	10	15	5	10	37
带状疱疹	人数					2					1	
	日数					14					7	
蜂窩織炎	人数								1		2	1
	日数								5		10	4